

単価契約書（炭酸カルシウムの購入）

沖縄県公営企業管理者企業局長 棚原 憲実（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、
乙が次の水道用資材を甲に供給し、甲が買い受けることについて、下記の条項により契約を締結する。

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

(1) 品名及び契約単価

| 品名 | 単位 | 契約単価（円） |
|---------|----|-----------------------|
| 炭酸カルシウム | kg | （うち取引に係る消費税及び地方消費税 円） |

(2) 品質 別添仕様書のとおり

(3) 契約期間 自：令和4年 4月 1日
至：令和5年 3月31日

(4) 納入場所 北谷町字宮城1-27 北谷浄水管理事務所（硬度低減化施設）

(5) 納入量 1回の納入量は甲の要求した数量とする。

(6) 契約保証金

第2条 乙は、第1条第3号の契約期間中甲の発注あるごとに、その都度甲が指定する日までに契約対象水道用資材（以下「資材」という。）を納入するものとする。この場合、乙は、納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

第3条 甲は、資材の納入を受けたときは、直ちに乙の職員の立会いのもとに検査を行う。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、甲は、資材を受領し、直ちに受領書を乙に交付する。

4 資材の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

第4条 前条第3項の受領の前に生じた資材の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

第5条 乙は、納入の際、その責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その責を負わなければならない。

第6条 乙は、毎月10日までに前月に納入した数量に対する代金の請求書を、甲に送付するものとする。

2 甲は、乙からの適法な支払い請求を受理したときは、その日から30日以内に支払うもの

とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに資材を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願い出を正当と認めたときは、これを承認し、第8条の違約金を免除することができる。

4 乙は、第1項の場合でも他から同等品を入手して甲の業務に支障のないように供給するものとし、それに伴う契約外の一切の費用は乙が負担するものとする。

第8条 乙の責めに帰する理由により納入期限までに資材を納入することができない場合は、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、沖縄県財務規則第109条に基づき徴収する。

第9条 甲は、必要があるときは、納入資材の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

第10条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が物品の納入に着手すべき期日を過ぎても物品の納入に着手しないとき。

(2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(3) 乙が物品を粗雑に扱い、又は品質数量に不正な行為をしたとき。

(4) 甲が行う物品の検査等に際して、職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙が甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

4 乙は、前条第1項に規定する中止期間が3ヶ月以上に及ぶときは、甲と協議のうえ、契約の全部又は一部を解除することができる。

第11条 この契約の締結に要する費用及び資材納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

第12条 この契約の履行について生じる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第13条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第14条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、資材の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第15条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、もし、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第16条 その他この契約に定めのないものについては、別添仕様書によるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚原 憲実

乙